

●審議会等手続（条例第１１条）…【規則第９～１３条】

市の事務又は事業について、市民等の意見及び専門的知識の反映を図る場合

→ → → **審議会等を設置することができる。**

※ 委員の構成員は、男女比（女性委員３割以上）、年齢、他の審議会等との重複制限、在任期間（通算６年以内）、地域性等を勘案し、幅広い人材を登用するよう努める。

